

会議を非公開とする場合の内規

1. 非公開の決定に関する事

- (1) 船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第26条各号に規定する事由により、委員会を非公開とする場合には、条例及び附属機関の会議公開実施要綱（以下「要綱」という。）では、事前に会議の公開・非公開が決定され情報公開されることから、予め、委員長と協議の上公開・非公開を決定するものとする。
- (2) この場合委員長は、非公開としたこと及びその理由について会議に報告するものとする。

2. 非公開の理由が消滅したときの情報公開に関する事

非公開とした会議の終了後において、非公開の理由が消滅した場合は、要綱第8条の規定により、その会議の会議録等を整備し、速やかに情報提供を行うものとする。